

暮らしの情報

※詳しいことは☎に
お問い合わせください。

子育て

子育て短期支援事業を 始めます

保護者の病気やその他の理由により、子育てが一時的に困難となった場合などに、安心して子育てをしていただくため、市が契約する児童福祉施設において一定期間養育を行う事業を始めます。

▼事業内容

●ショートステイ：児童福祉施設において一時的に養育を行います（原則7日以内の利用）。

●トワイライトステイ：子どもを児童福祉施設に通所させて、生活指導や夕食の提供などを行います（宿泊はできません）。

▼対象Ⅱ市内に住んでいる0歳から18歳までの子ども。



全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

熊本地方方法務局と県人権擁護委員連合会では、学校での「いじめ」や家庭内での児童虐待が依然として数多く発生

☎本庁・子育て支援課

し、提出してください。

▼申込方法Ⅱ事前に本庁・子育て支援課または各支所担当課に備え付けの利用券交付申請書に必要事項を記入し、提出してください。

▼利用料金Ⅱ世帯の課税状況により料金がかかります。

▼申込方法Ⅱ事前に本庁・子育て支援課または各支所担当課に備え付けの利用券交付申請書に必要事項を記入し、提出してください。

●トワイライトステイ：保護者が仕事等で帰宅が恒常的に夜間になるため、子どもの生活指導や家事などが困難な場合。

▼利用要件
●ショートステイ：保護者が疾病、看護、出産、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張や学校行事への参加などにより、家庭での子どもの養育が一時的に困難となる場合。

●トワイライトステイ：保護者が仕事等で帰宅が恒常的に夜間になるため、子どもの生活指導や家事などが困難な場合。

●トワイライトステイ：保護者が仕事等で帰宅が恒常的に夜間になるため、子どもの生活指導や家事などが困難な場合。

していることから、子どもをめぐるとさまざまな人権問題の解決を図る取り組みを強化するため、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します。

▼期間Ⅱ6月24日①から同30日④までの7日間。

▼時間Ⅱ6月24日①から同28日④までは午前8時30分から午後7時まで。6月29日⑤・30日⑥は午前10時から午後5時まで。

▼相談電話Ⅱ「子どもの人権110番」専用相談電話0120(007)110

▼相談担当者Ⅱ人権擁護委員・法務局職員。

▼相談内容Ⅱいじめ・暴力・虐待・体罰など子どもをめぐるとさまざまな人権問題。

※相談内容についての秘密は守られます。なお、熊本地方方法務局では、同強化週間以外についても、月曜から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで、同専用相談電話で相談に応じています。

☎熊本地方方法務局人権擁護課 096(364)2145

行政

「冷蔵倉庫」を お持ちの人へ

固定資産評価基準の改正により、平成24年度から「冷蔵（低温）倉庫」用建物の評価額が早く減少する新しい計算方法で算出されます。

▼対象の要件Ⅱ●鉄筋コンクリート造や鉄骨造など、木造以外の倉庫である●冷蔵設備によって倉庫内の保管温度が常に10度以下に保たれている●1棟の建物内に事務所や工場など冷蔵庫以外で使用している部分がある場合、「冷蔵倉庫」部分が床面積の50%以上となっている。

※業務用冷蔵庫などを設置しているだけの一般倉庫は、該当しません。

※すべての要件を満たしていても、建築後一定の年数が経過した倉庫の評価額は変わりません。

該当する倉庫用建物については、現地調査を行いますので、所有している人は本

庁・課税課へご連絡ください。

☎本庁・課税課

福祉タクシー利用券の 申請について

市では、高齢者や重度心身障がい者（児）が、市が指定するタクシーを利用した場合に、その基本料金を助成する事業を行っています。

▼対象Ⅱ市内に在宅で生活している人のうち、バス停留所または定期船発着所から1km以上離れている地区に居住する人で、次に該当する人。

- ①身体障害者手帳1級または2級の所持者②療育手帳A1またはA2の所持者③特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に該当する人④精神障害者保健福祉手帳の所持者

⑤70歳以上の高齢者。
なお、下肢不自由者または視覚障がい者で身体障害者手帳1級を所持している人は、バス停留所などからの距離に関係なく対象となります。

ただし、対象者または対象者の家族などの自家用車による移動ができる人は、該当しません。

☎本庁・高齢者支援課

納税証明書の 交付申請のときは

市では、各種申請などに必要な納税証明書を発行しています。

ただし、納税してから納入の確認がとれるまでに10日程かかる場合がありますので、税金を納入後、早急に納税証明書が必要な場合は、納税が確認できる書類（領収書または口座振替の場合は預金通帳）を持参してください。

また、申請するときは、運転免許証など本人が確認できる身分証明書（代理人が申請する場合は委任状と代理人の身分証明書）を持参してください。

☎本庁・納税課

情報公開条例と個人情報保護条例の運用状況のお知らせ

市では、透明性の高い市政運営と市民参加による「より開かれた市政」の実現を目指して、「情報公開条例」と「個人情報保護条例」を施行しています。これらの条例では、行政文書の公開請求の件数や処理状況などを年1回公表することとしています。

今回は、平成24年度分のそれぞれの運用状況についてお知らせします。

■情報公開条例の運用状況

①行政文書の公開請求の件数と処理状況

実施機関名	請求者数	請求件数	請求に対する決定の内容		
			全部公開	一部公開	非公開
市長	50	210	46	152	12
教育委員会	9	9	9	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
病院事業の管理者	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0
合計	59	219	55	152	12

②不服申し立て件数…0件

※「請求件数」とは、公開請求の対象となる書類別の件数です。例えば、領収書や支出伝票などをそれぞれ個別に1件として数えたものです。

■個人情報保護条例の運用状況

①自己情報の開示請求の件数と処理状況

実施機関名	請求者数	請求件数	請求に対する決定の内容		
			全部公開	一部開示	不開示
市長	2	2	0	1	1
教育委員会	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
病院事業の管理者	1	1	1	0	0
議会	0	0	0	0	0
合計	3	3	1	1	1

②不服申し立て件数…0件

☎本庁・総務課

金婚夫婦該当者は ご連絡を

第55回熊日金婚夫婦表彰式が9月に行われます。今年の該当者は、昭和38年に結婚され、満50年になられるご夫婦です。

該当されるご夫婦は、電話またはハガキ・FAX（結婚年月日と、ご夫婦の住所・氏名〔ふりがな〕・年齢・電話番号を記入）で、7月12日④までに本庁・高齢者支援課へご連絡ください。

〔郵 送〕〒863-8631（住所記入不要）

天草市役所・高齢者支援課

〔FAX〕②0155

※各支所担当課の窓口でも受け付けます。

☎本庁・高齢者支援課

健康診査希望調査票の 提出はお済みですか

市では、生活習慣病の発症や重症化などを予防するため健康診査を実施しています。今回、健康診査希望調査票を提出していない世帯を市の臨時職員や専門業者、市民ボランティアが訪問し、健診のご案内をしますのご協力をお願いします。

■対象=40歳から74歳までの国民健康保険加入者で、今年4月に郵送した「健康診査希望調査票」を提出していない人。

※対象者数などによって訪問できない場合がありますのでご了承ください。

■訪問時期=6月17日④から順次。

☎天草中央保健福祉センター②0620

天草東保健福祉センター⑥3355

天草西保健福祉センター⑦3301